

福祉会報

^{命和7年3月3日発行} 第 175 号

日本福祉協会

東京都中央区銀座 7-16-15 清月堂本店ビル 電 話 03(6281)5720代 編集発行人 西 谷 侑 子 定 価 1 部 50円 年間購読料 送料共 500円

闘病者が諦めない社会を

ます。 た高 岸田 ては けて見えます。 回 や医療の高度化等によ ら反発を受け、 あまりに急激なものとなっています。またこれは、 前より負 の対応のため、 に亘 昨 医療費の膨張に歯止めをかけるた 約 かし 年末、 政権が創設 額療養 り患者負担が引上げられ、 高額療養費 70 担 % \$ 額の見直 数回 の度の改定では の増加となり、応能負担とは言え、 0 負 政府は した「子ども・子育て支援金制度 0) 人制度 担 性急な決定がなされたことが透 引 見直 が求められていました。 り財政が逼迫する中で、 でバ の見直 が タバタと閣議決定され しを余儀なくされ は 多く 今年の8月から3 所得階層によっ め、 高齢化 患者 何ら 団 . の か 7 展

な議論と説明が必要なのではないでしょうか。さらなる国民負担を求めるのであれば、より丁寧し、既に国民負担率が45%を超えている現状から、対策が必要であることは間違いありません。しか医療費の膨張に歯止めをかけるため、何らかの

令和七年度

主要事業計画について

躍起となっています。 に表れ、家計を逼迫していることから、政府は賃上げ対策に不安定化により、世界的な物価高が生活必需品において顕著に至らず、穀物生産・輸出の大幅な減少やエネルギー供給のロシアによるウクライナ侵攻が3年を経過してもなお解決

う努めて参りますので、新年度も宜しくお願い申し上げます。なお問い合わせにお答えし、会員事業所皆様の一助となるよ正情報を、ホームページを活用し、いち早く提供する他、様々当会では、待遇改善等に対する助成金や、予定される法改

1 広範囲にわたる業務相談等

一ついては研修会等を実施します。 一部では、 一がは、 一がは 一がは 一がは 一がは 一がは 一がは

する相談 2 各種助成金・奨励金制度に関

雇用保険料率には、事業主に対 費用に充てられる分が含まれてい 費用に充てられる分が含まれてい ます。現在は恒常的な雇入れ関係 ます。現在は恒常的な雇入れ関係

強化します。

3 新規会員加入促進及び「一とどうぞお気軽にご相談ください。

介運動)の推進 声運動」(一会員一事業所紹

有利な特別会費を適用します。れた事業所と共に、一般会費よりもれた事業所には、ご紹介いただいなお、一と声運動により加入さ

関係官署も労働保険料等の自動振替化の推進

振替化を推進しています。

連絡ください。 事業主の方は、本会までご余裕ができる等のメリットがあり

5 社会福祉事業への協力

少子高齢化社会である我が国で少子高齢者の介護施設や児童の保 育・育成施設がまだまだ不足して 育・育成施設がまだまだ不足して は、高齢者の介護施設や児童の保 は、高齢者の介護施設や児童の保 が行う社会福祉事業に対しても協 が行う社会福祉事業に対しても協

国への納付が完了しました令和6年度労働保険料等の

皆様からお預りした令和6年度の労働保険料等の国への納付につの労働保険料等の国への納付についてこにご報告申し上げます。ここにご報告申し上げます。ここにご報告申し上げます。なお、今後とも本会への所定期なお、今後とも本会への所定期なお、今後とも本会への所定期なお、今後とも本会への所定期なお、今後とも本会への所定期なお、今後とも本会への納付につただきますよう、よろしくお願いただきますよう、よろしくお願いただきますよう、よろしくお願い

· ただい **労災・ 分和七年度**

業の種類ごとに定めること ています。 労務費率が適用されること・ 災保険料率・特別加入保険 ても原則通り令和6年度と同 改定が行われ、令和7年度 東の兆候の見られた令和6年 送られていたところ、コロナ 厳しい経済情勢を踏まえ改立 度については、コロナ禍等に ています。この点、令和3~ れ、原則3年ごとに改定が行 年間の災害発生状況を考慮 を保つことができるよう、過 労災保険の事業に係る財政 労災保険率は、将来にわれ

の影響により、令和4年度上半基本手当の給付日数の延長措置等る雇用調整助成金の特例措置や、雇用保険率は、コロナ禍におけ

移しており、緩やかに持ち直してれ、令和5年度からは激変緩がられ、令和5年度からは激変緩がられ、令和5年度からは激変緩がられ、令和5年度からは激変緩がられ、令和5年度からは激変緩ががいる。

度上半置や、	におけっ	料で、別にかります。	F度 こ ア禍収	正が見	~ 5 年	ことさ	迎去3	の均衡	たって
事業の種類負担者		(1) 一般の事業		(2) 農林水産 清酒製造の事業		(3)	(3) 建設の事業		
①労働者1	負担	5.5/1000		6.5/1000			6.5/1000		
内訳	失業等給付	3.5/1000		4.5/1000			4.5/1000		
門前 育	 見休業給付	2/1000		2/1000			2/1000		
②事業主負担		9/1000		10/1000			11/1000		
2	失業等給付	3.5/10	00		4.5/1000		4	.5/10	000
内訳 育	 見休業給付	業給付 2/1000		2/1000			2/1000		
	二事業	3.5/10	00		3.5/1000		4	.5/10	000
雇用保険率(①+②)		14.5/1000		16.5/1000			17.5/1000		

令和7年度雇用保険率

用し、失業等給付を∭分の8から となっているため、保険料負担の 失業等給付費の2倍を超えること ∭分の7 (農林水産業、清酒製造 軽減との両立から、**弾力条項を適** て積立金残高と差引余剰の合計が

いることから雇用保険財政におい 業は⑩分の9)に引き下げ(育児

令和七年四月一日より 改正育児・介護休業法が施行されます

《育児・介護休業法》

が必要となりますので、ご留意く 規則や育児介護休業等規則の改定 る項目は以下の通りとなり、就業 **令和7年4月1日付けで施行**され お知らせ致しましたが、そのうち、 育児・介護休業法の概要について 福祉会報第14号において、改正

1 子の看護休暇の見直し

されていますが、当該制度の名称 護休暇を取得することができると までの子が2人以上の場合にあっ 育する小学校就学の始期に達する り、1年度において5日(その養 ため、事業主に申し出ることによ 防を図るために必要な世話を行う する労働者に対し、負傷又は疾病 にかかった子の世話又は疾病の予 ては10日)を限度として、子の看 現在、小学校就学前の子を養育

なりますので、4月1日より新し の45) は据置き) ることになりま 休業給付の⑩分の4及び雇用保険 い保険料率を適用してください。 した。具体的には右記表の通りと |事業の⑩分の35(建設業は⑩分

外できる労働者について、「引き のみとなります。 修了まで延長され、取得事由とし 象となる子の範囲が小学校3年生 を「子の看護等休暇」に変更、 定労働日数が2日以下である者 である者」が撤廃され、「週の所 続き雇用された期間が6ヶ月未満 て、感染症に伴う学級閉鎖や入園 人学式、卒園式が追加されます。 また、労使協定の締結により除 · 対

2 所定外労働の制限(残業免除) の対象拡大

する労働者まで拡大されます。 象者が、小学校就学前の子を養育 当該制限を受けることができる対 けることが可能となっていますが、 所定外労働の制限(残業免除)を受 する労働者は、請求することにより 現在、3歳に満たない子を養育

3 育児のためのテレワーク導入 の努力義務

が、事業主の努力義務とされます。 ができるように措置を講ずること 働者が、テレワークを選択すること 3歳に満たない子を養育する労

育児短時間勤務の代替措置に テレワークを追加

加されます。 措置の一つとしてテレワークが追 ずることができますが、その代替 間勤務制度に変わる代替措置を講 より除外規定を設けた上で、短時 的な業務がある場合、労使協定に ずることが困難と認められる具体 働者に対し、短時間勤務制度を講 3歳に満たない子を養育する労

男性労働者の育児休業等の取 得状況公表義務化の拡大

まで拡大されます。 することが義務付けられています の事業主に対し、男性労働者の育 が、この事業規模が30人超の企業 児休業等の取得状況を年1回公表 現在、従業員∭人を超える企業

介護休暇を取得できる労働者 の要件緩和

年度において5日(その介護、世 事業主に申し出ることにより、1 族の介護や世話をする労働者は、 現在、要介護状態にある対象家

> るとされていますが、この「介護 話をする対象家族が2人以上の 月未満である者」が撤廃され、「週 結により除外できる労働者として て介護休暇を取得することができ 場合にあっては10日)を限度とし 者」のみとなります。 の所定労働日数が2日以下である 休暇」の取得につき労使協定の締 |引き続き雇用された期間が6ヶ

する個別の周知・意向確認、

介護離職防止措置の義務化

環境整備(研修や相談窓口の設置) 面した旨の申出をした労働者に対 介護離職防止のため、介護に直

> 等の措置、介護に直面する前の早 8 る情報提供、等が義務化されます。 い段階での両立支援制度等に関す

介護のためのテレワーク導入 の努力義務

れます。 ることが、事業主の努力義務とさ ることができるように措置を講ず る労働者が、テレワークを選択す 要介護状態の対象家族を介護す

ださい。 ジに掲載致しますので、ご参考く 護休業等規則例を当会ホームペー これらの改正に対応した育児介

《雇用保険》

「出生後休業支援給付金. **「育児時短就業給付金」が創設されます**

ます。 **業給付金」が創設**されます。以 月1日より、新たに「出生後休 業等給付において、令和7年4 下、その概要につきお知らせし 業支援給付金」と「育児時短就 雇用保険制度における育児休

出生後休業支援給付金

両親ともに(配偶者が就労して め、子の出生直後の一定期間に、 共働き・共育てを推進するた 出生後休業支援給付金とは

> 休業支援給付金」です。 28日間支給される制度が 上の育児休業を取得した場合に、 いない場合等は本人が)、14日以 育児休業給付金」と併せて最大 「出生時育児休業給付金」または

2. 支給要件

支給されます。 ①及び②の要件を満たした場合 者及び高年齢被保険者)が、次の に、「出生後休業支援給付金」が 雇用保険被保険者(一般被保険

1 生時育児休業給付金が支給され る産後パパ育休または育児休業 1)に、同一の子について、 給付金が支給される育児休業 被保険者が、対象期間 通算して14日以上取得した

被保険者の配偶者が「子の

当していること。 翌日」までの期間に通算して14 早い日」から「子の出生日また 件としない場合(※2)」に該 おいて「配偶者の育児休業を要 出生日または出産予定日のうち 起算して8週間を経過する日の は出産予定日のうち遅い日から と、または子の出生日の翌日に 日以上の育児休業を取得したこ

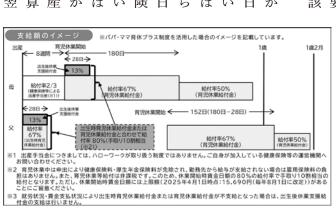
※1 被保険者が父親または子が ら「子の出生日または出産 場合は、「子の出生日または して16週間を経過する日の翌 予定日のうち遅い日から起算 出産予定日のうち早い日」か 者が母親かつ子が養子でない の翌日」までの期間。 起算して8週間を経過する日 出産予定日のうち遅い日から または出産予定日のうち早い 養子の場合は、「子の出生日 」から「子の出生日または 被保険

> **※** 2 偶者が被保険者の子と法律上 ンス等雇用される労働者でな 配偶者が自営業者やフリーラ 居中、④配偶者が無業者、 者が配偶者から暴力を受け別 の親子関係がない、③被保険 日」までの期間 が育児休業をすることができ ⑦①~⑥以外の理由で配偶者 ①配偶者がいない、②配 ⑥配偶者が産後休業中 (5)

3 支給額

ない、等の場合。

給額は、「休業開始時賃金日額× 「出生後休業支援給付金」の支



13%」となります。 休業期間の日数(28日が上限)×

支給申請手続

ます。 支給申請手続と併せて、同一の支 業給付金または育児休業給付金の 請は、原則として、出生時育児休 給申請書を用いて行うこととなり 出生後休業支援給付金の支給申

申請する必要があります。 育児休業給付金が支給された後に は、出生時育児休業給付金または 児休業給付金の申請後に、 行うことも可能ですが、その場合 **伓業支援給付金の支給申請を別途**

合わせください。 ますので、詳細は当会までお問 得されている必要があります。ま 後、産後パパ育休等が14日以上取 きましては、今和7年4月1日以 た、被保険者の配偶者の要件によ 「出生後休業支援給付金」につ 確認内容や確認書類が異なり

育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点か 育児時短就業給付金とは

を養育するために時短勤務した場 ことを目的に、2歳に満たない子 短勤務制度を選択しやすくする 育児中の柔軟な働き方として

> 賃金が低下するなどの要件を満た すときに支給される給付金です。

2. 受給資格者

出生時育児休業給付金または育 出生後

険の被保険者である月

③初日から末日まで続けて育児休 **②**1週間当りの所定労働時間を短 業給付又は介護休業給付を受給 縮して就業した期間がある月 していない月

4高年齢雇用継続給付の受給対象 となっていない月

支給額、支給率

ように調整されます。また、各月 就業開始時の賃金水準を超えない 支給されます。ただし、育児時短 支払われた賃金額の10%相当額が 原則として、**育児時短就業中に**

合に、育児時短就業前と比較して

3. 支給要件 間に被保険者期間が12ヶ月あるこ と、の両方を満たす方となります。 または育児時短就業開始日前2年 続いて育児時短就業を開始したか 保険者であり、かつ②育児休業給 付の対象となる育児休業から引き めに育児時短就業する雇用保険被 育児時短就業給付金の対象者 ①2歳未満の子を養育するた

①初日から末日まで続けて雇用保 の要件を満たす必要があります。 支給対象となる月は、次の全て

6.経過措置

4子の死亡その他の事由により子

就業を開始した日の前日

を養育しないこととなった日

月として給付金が支給されます。 年4月1日以降の各月を支給対象 時短就業に相当する時短就業を 育児時短就業前の賃金水準を確認 ものとみなして、要件の確認及び 1日から育児時短勤務を開始した 行っている場合は、令和7年4月 蔵未満の子を養育するために育児 令和7年4月1日より前から2 要件を満たす場合は、令和7

超えた部分が減額されます。 計が支給限度額を超える場合は、 に支払われた賃金額と支給額の合

5 支給対象期間

①育児時短就業に係る子が2歳に が支給対象期間となります。 の場合は、その日の属する月まで について支給します。ただし、 了した日の属する月までの各暦月 属する月から、育児時短就業を終 3育児時短就業に係る子とは別の 2産前産後休業、育児休業または して育児時短就業を開始した日の 達する日の前日 子を養育するために、育児時短 介護休業を開始した日の前日 育児時短就業給付金は、原則と